

国立大学法人東京医科歯科大学医員等取扱規則

平成 16 年 4 月 1 日
規 則 第 6 3 号

（趣旨）

第 1 条 東京医科歯科大学病院（以下「病院」という。）における医員、レジデント、臨床研修医、臨床研修歯科医及び研究専攻医（以下「医員等」という。）の取扱いについては、国立大学法人東京医科歯科大学職員就業規則（平成 16 年規程第 2 号）に定めるもののほかこの規則による。

（身分）

第 2 条 医員等の身分は、1 日単位で労働することを条件として雇用される非常勤職員とする。

- 2 医員の労働日は、第 12 条に該当する場合を除き、原則として、週 4 日制又は週 5 日制とする。
- 3 研究専攻医の労働日は、原則として、週 4 日制とする。
- 4 前 2 項にかかわらず、病院長が特に必要と認める場合は、週 2 日制又は週 3 日制とすることができる。

（資格）

第 3 条 医員、レジデント又は研究専攻医として採用することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 医師（原則として医師免許取得後 2 年未満の者を除く。）又は歯科医師（原則として歯科医師免許取得後 1 年未満の者を除く。）の免許を有する者
- (2) 常勤の職を有しない者
- 2 臨床研修医として採用できる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。
 - (1) 医師国家試験に合格した者
 - (2) 常勤の職を有しない者
- 3 臨床研修歯科医として採用できる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。
 - (1) 歯科医師国家試験に合格した者
 - (2) 常勤の職を有しない者
- 4 臨床研修医及び臨床研修歯科医は、医籍登録又は歯科医籍登録が確認できる書類を本学に提出するまでの間、診療に従事することはできない。

（職務内容）

第 4 条 医員は、上司の職務上の命令に従い、病院において診療に従事するものとし、また必要に応じ、正規の労働時間内に限り、上司の命による診療を通じての本学学生の臨床教育の補助的職務及び、診療に関しての研究にたずさわるものとする。

- 2 レジデント及び研究専攻医は、医師法第 16 条の 2 第 1 項又は歯科医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修（以下「臨床研修」という。）修了後の専門研修に従事する。また、研究専攻医は、正規の労働時間内において、業務エフォート 50% 以上は研究にたずさわるものとする。
- 3 臨床研修医及び臨床研修歯科医は、臨床研修に従事する。

（研修の期間）

第5条 レジデントの専門研修、臨床研修医及び臨床研修歯科医の臨床研修（以下「専門（臨床）研修」という。）の期間は、原則として、次に掲げる日までを限度とする。

- （1）医師免許を有する者 専門（臨床）研修を開始した事業年度の翌年度の末日
- （2）歯科医師免許を有する者 専門（臨床）研修を開始した事業年度の末日

（医員等の数）

第6条 医員等の数は、予算の範囲内において毎年度学長が定める。

（採用手続）

第7条 病院長は、医員等になろうとする者から所定の願書の提出を受けたときは、病院内において選考のうえ、前条の規定により学長が定める数の範囲内で、これを学長に伺うものとする。

- 2 学長は、前項の伺いがあったときは、その願い出を承認し、採用することができる。

（任用期間）

第8条 医員等の任期は、1年の範囲内で終期を付すものとする。ただし、その終期は、採用の日の属する事業年度を超えないものとする。

- 2 医員等については、労使双方が合意した場合に限り、任用を更新することができるものとし、任用更新する場合の任期は前項と同様とする。ただし、歯科医師免許を有するレジデント及び臨床研修歯科医については、原則として、任用を更新することができないものとする。
- 3 前2項にかかわらず、医員等及び任期の定めのある本学職員としての引き続き在職期間が、原則として通算5年となる日を超えて医員等として任用することはできない。
- 4 研究専攻医である者の前項の適用については、「5年」とあるものを「10年」と読み替え適用するものとする。
- 5 前4項に定めるもののほか、医員等の任期に関しては、国立大学法人東京医科歯科大学非常勤職員の任用等に関する要領（平成16年4月1日制定）の定めるところによる。

（給与）

第9条 医員等の給与は「国立大学法人東京医科歯科大学非常勤職員の給与に関する細則」（平成16年4月1日制定）の定めるところによる。

（労働時間）

第10条 医員等の労働時間については国立大学法人東京医科歯科大学日々雇用職員の就業に関する規則（平成16年規則第51号）の定めるところによる。

- 2 医員及び研究専攻医に対する日々雇用就業規則第11条の適用については、「業務のため」とあるのは「診療のため」と読み替えるものとする。
- 3 第2条4項の職員については前1項にかかわらず、国立大学法人東京医科歯科大学パートタイム職員就業規則（平成16年規則第52号）第12条の規定を適用するものとする。

（転科）

第11条 医員が他の診療科又は中央診療施設において研修する場合は、それぞれの診療

科長等の承諾を経て、所定の手続により、転科することができる。

(育児短時間勤務)

第12条 医員が、小学校就学の始期に達する日(満6歳に達する日以後の最初の3月31日までをいう。以下同じ。)までの子と同居し、養育するため申出があった場合は、診療科長等の承諾を経て、育児短時間勤務を行うことができる。

2 前項の育児短時間勤務の勤務形態及び労働時間は、第10条にかかわらず、次の各号に掲げるものとする。

(1) 所定労働時間 1週間につき16時間 週2日勤務。

(2) 始業及び就業時刻 始業8時30分 終業17時30分

(3) 休憩時間 午後0時から午後1時

(4) 休日 個別に定め労働条件通知書に明示する

3 第1項に定める育児短時間勤務を行う医員(以下「育児短時間勤務職員」という。)は、育児休業及び育児部分休業を取得することはできない。

4 育児短時間勤務職員は、育児短時間勤務を理由として、不利益な取扱いを受けない。

(育児短時間勤務の申出)

第13条 育児短時間勤務をしようとする医員は、その期間(1年以上1年以下の期間に限る。以下「育児短時間勤務期間」という。)の初日(以下「勤務開始予定日」という。)及び末日(以下「勤務終了予定日」という。)を明らかにして、原則として当該勤務開始予定日の1月前までに育児短時間勤務申出書に出生に係る事実を証明する書類を添付して、本学に申し出なければならない。

(育児短時間勤務期間の延長等)

第14条 育児短時間勤務の申出をした医員は、勤務終了予定日の1月前の日までに育児短時間勤務期間変更申出書により本学に申し出ることにより、当該育児短時間勤務期間の延長を請求することができる。

2 勤務開始予定日の変更、育児短時間勤務の申出の撤回及び育児短時間勤務の終了については、国立大学法人東京医科歯科大学育児休業等規則(平成16年規則第33号)第6条、第8条(第3項第5号を除く。)及び第11条の規定を準用する。

(育児短時間勤務職員の休暇)

第15条 育児短時間勤務職員の休暇については、第10条にかかわらず、国立大学法人東京医科歯科大学パートタイム職員就業規則(平成16年規則第52号)第12条及び第13条の規定を適用するものとする。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月13日規則第4号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成24年2月17日規則第22号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月8日規則第23号)

(施行日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行日の前日から任期の定めのある本学職員として引き続き在職している者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成29年6月21日規則第86号)

この規則は、平成29年8月1日から施行する。

附 則（令和２年９月２４日規則第９２号）

- １ この規則は、令和３年４月１日から施行する。
- ２ この規則の施行日前日において、現に第２条３項の職員として雇用されている者については、当該雇用期間中の年次有給休暇の付与日数については、改正後の第１０条第３項の規定に関わらず、なお従前の例による。

附 則（令和３年１月３０日規則第１４号）

この規則は、令和３年４月１日から施行する。

附 則（令和３年９月３０日規則第９４号）

この規則は、令和３年１０月１日から施行する。

附 則（令和３年１２月４日規則第１２６号）

この規則は、令和４年４月１日から施行する。